

(別添)

重点監督対象工事について

「重点監督」

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、工事施工状況の確認等の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

□ 施工条件が厳しい工事

鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事

圧気潜函工事

掘削深さ 7 m 以上の土留工及び締切工を有する工事

鉄道・道路等の重要構造物の近接工事

軟弱地盤上での構造物工事

場所打ち P C 橋工事

橋脚の躯体高さが 30m 以上となる橋梁工事

共同溝工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事

河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

二 その他

低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が簡易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、区画線設置工事、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、

標識工事、その他これに類するもの

市長が必要と認めた工事